

1 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019(令和元)年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020(令和2)年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症(COVID-19)¹(以下「新型コロナナ」という。)の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には、群馬県(以下「県」という。)においても、県対策本部²(群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部)、感染症危機管理チーム及び帰国者・接触者外来が設置されるとともに、帰国者・接触者相談センターが開設された。みどり市(以下「市」という。)においても、市対策本部³(みどり市新型コロナウイルス感染症対策本部)を開設した。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が改正され、新型コロナナが特措法の適用対象とされた。県内においては、1例目の感染者が確認され、本市においては、同年4月に1例目の感染者が確認された。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国全体の危機管理として新型コロナナへの対応(以下「新型コロナナ対応」という。)が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023(令和5)年5月8日、新型コロナナが感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、本市においても、市対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、住民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする住民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナナ対応では、全ての住民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国全体の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。

² 特措法第22条

³ 特措法第34条

2 市行動計画改定の目的

みどり市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

2023(令和5)年9月から国が新型インフルエンザ等対策推進会議⁴(以下「推進会議」という。)において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理した⁵ところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)の改定を踏まえて市行動計画を全面改定するものである。

⁴ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

⁵ 推進会議において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。